

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の顕著な普遍的価値 の証明のための類似資産比較研究基礎調査委託業務にかかる 企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の顕著な普遍的価値の証明のための類似資産比較研究基礎調査委託業務

(2) 目的

平成19年1月に世界遺産暫定一覧表に記載された「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録の推進に向けて、6世紀～8世紀における中国を中心とした東アジア文化圏における交流とこれをもとにした新たな国家形成の証としての「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の顕著な普遍的価値を証明するため、「飛鳥・藤原」の構成資産、価値基準をもとに、同じ文化圏にあった中国、朝鮮半島、ベトナム等の類似資産を抽出し、その価値基準等の概要を整理することにより比較研究のための基礎資料とする。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成22年3月31日まで

(4) 委託額（上限額）

金 3, 588千円（消費税及び地方消費税込み）

(5) 委託業務内容

別紙「委託業務説明書」を参照。

2 提案者の資格要件等

(1) 資格要件

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続

開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- ③平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ④平成１２年４月１日以後に民事再生法第２１条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤民間企業、ＮＰＯ法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑥国税、県税及び市町村税について滞納がない者であること。
- ⑦本企画提案及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

（２）失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 上記（１）の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ そのほか不正な行為があったとき。

3 参加手続

（１）企画提案説明会

- ・開催日時 平成２２年６月２１日（月）
午後１３時３０分から午後１４時３０分
- ・開催場所 奈良市登大路町１０－１
奈良県婦人会館１階 中研修室３
- ・説明内容 募集内容、選定基準等の説明
- ・説明会への参加申込

説明会への参加を希望する者は、平成22年6月18日（金）午後5時までに、本要領10に記載する連絡先へ電子メール又はファクシミリにより「説明会参加申込書」（様式1）を提出してください。なお、申出書送信後は着信確認の電話をしてください。

（2）参加意向申出書

本件業務にかかる提案書等の提出を希望する者は、本要領10に記載する連絡先へ下記のものを提出してください。郵送又は郵送のいずれでも結構です。

- ・「参加意向申出書」（様式2）
- ・「会社概要及び類似事業受注実績」（様式3）

（持参の場合）

平成22年6月25日（金）までの午前9時から午後5時まで受け付けます。

（郵送の場合）

簡易書留等の確実な方法によるものとし、平成22年6月25日（金）午後5時到着分まで有効とします。郵送の場合、発送後に必ず文化課まで電話連絡を行い、書類到着を確認してください。いかなる理由でも、期限を過ぎた場合は受け付けません。

（3）質問の受付

募集要領等に関する質問は次のとおり取り扱います。

- ・受付期間 平成22年6月21日（月）企画提案説明会終了後から6月25日（金）午後5時まで受け付けます。
- ・受付方法 「質問票」（様式4）に必要事項を記載の上、本要領10に記載の連絡先へ電子メール又はファクシミリで送付してください。なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。また、質問票送信後は着信確認の電話をしてください。
- ・回答方法 質問に対する回答は、（1）の「参加意向申出書」を提出した者に、質問要旨とあわせてファクシミリにて随時公表します。なお、質問者名は公表しません。

4 企画提案書の提出

（1）提出書類 7部

① 企画提案書（業務実施方針）（様式5-1、5-2）

別紙「委託業務説明書」に基づき、業務の実施方針、業務のフロー、工程計画の概要を作成してください。

② 業務実施体制（様式6）

③ 見積書

- ・宛先は、「世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会会長 荒井正吾」
- ・一括計上ではなく、第三者による客観的な判断が可能な積み上げ方式により、

各項目の時間、単価等を明らかにした上で、必要となる経費について見積もってください。

(2) 企画提案書の提出方法、提出期限

提案書類は本要領 10 に記載の連絡先まで提出してください。持参又は郵送のいずれでも結構です。

(持参の場合)

平成 22 年 6 月 22 日 (火) から平成 22 年 7 月 6 日 (火) の午前 9 時から午後 5 時まで受け付けます。

(郵送の場合)

簡易書留等の確実な方法によるものとし、平成 22 年 7 月 6 日 (火) 午後 5 時到着分まで有効とします。郵送の場合、発送後に必ず文化課まで電話連絡をして、書類到着を確認してください。いかなる理由でも、期限を過ぎた場合は受け付けません。

5 提案書の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属し、県は次の (2) のただし書き及び (3) の場合、提案書等を無償で使用する権利を持つものとします。
- (2) 提案書等は、本業務委託業者の選定以外に提案者に無断で使用しないものとします。ただし、委託業者として選定された提案者の提案書等については、委託業者選定後、一定期間、ホームページでの公表等に使用することがあります。
- (3) 提案書等は、委託業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 提案書の内容について提案者にヒアリングを実施する場合があります。なお、ヒアリングに要する費用については、提案者の負担とします。
- (5) 今回の企画提案書の募集は委託業者の特定を目的とするものであり、契約後の業務においては、県と協議を重ねながら計画策定を行いますので、提案内容をそのまま実施することを約束するものではありません。
- (6) 提出された提案書等は返却しません。

6 審査、事業者の決定

(1) 提案書等の審査

審査は、世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会が設置する選定審査委員会において審査し、最も高い得点を獲得した者を選定します。

(2) 提案書を選定するための評価基準

評価項目、判断基準については、次のとおりとします。

① 業務実施方針概要

- ・世界遺産並びに「飛鳥・藤原」についての基本的理解・認識があること。
- ・委託業務を正しく理解していること。

- ・業務実施方針や工程計画が具体的かつ妥当であること。
- ・業務フローは業務目的、内容に沿ったものであること。

② 実施体制

- ・業務の担当者に豊富な実績があること。
- ・業務目的に沿った職員の配置及び体制を整えていること
- ・関係機関との連絡調整を十分に対応できる体制を整備していること。

③ 業務実績

- ・類似業務についての実績

④ 経費

- ・提案内容に応じた価格が妥当であること。
- ・経費の内訳、範囲が明確に示されていること。
- ・個々の項目の単価、数量が妥当であること。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後速やかに書面により提案者に通知します。

なお、審査結果は公表しません。また、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けません。

7 事業者との契約

選定された者は、通知があり次第当課と打合せを行い、契約業務契約書を締結した後、速やかに準備に着手すること。

8 応募のスケジュール

- | | |
|----------------|--------------|
| ・ 6 月 1 8 日（金） | 説明会参加申込の提出期限 |
| ・ 6 月 2 1 日（月） | 説明会 |
| ・ 6 月 2 5 日（金） | 参加意向申出書の提出期限 |
| ・ 6 月 2 5 日（金） | 質問受付終了 |
| ・ 7 月 6 日（火） | 提案書等受付終了 |
| ・ 7 月上旬 | 選定委員会開催 |

9 留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 「参加意向申出書」を提出した後に辞退する場合は、速やかに県までご連絡をいただくとともに、書面にて辞退の届け出を行ってください。
- (3) 提出された書類は一切返却いたしません。
- (4) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、及び県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合があることを了知してください。

10 連絡先

各種書類等の提出先及びその他連絡等については、次により受け付けます。

住 所：〒 630-8501 奈良市登大路町 3 0 番地

担当課：奈良県地域振興部文化観光局文化課文化財企画係内
世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会事務局

電 話 番 号：0 7 4 2－2 7－2 0 5 4

ファクシミリ：0 7 4 2－2 2－7 2 1 5

電子メールアドレス：bunka-naraken@mahoroba.ne.jp